

今回指定した粒子状物質減少装置の概要

1 DPF (使用過程車)

別紙

平成 18 年 9 月 22 日現在

メーカー名	装置の名称及び型式等	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件		問い合わせ先
株式会社 デプロ	デプロ排ガス浄化システム「DEPRO-ECS」 4H-1	カテゴリ 2、4	いすゞ自動車製の平成 6 年規制適合の 4HF1(130PS・列型燃料噴射ポンプ仕様)、4HG1 型原動機を搭載した車両 <条例平成 15、17 年規制対応>	株式会社 デプロ 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-21-19 秀和第二虎ノ門ビル6F 03-3519-7020
株式会社 エス・アンド・エス エンジニアリング	DBS型排気ガス浄化装置 A2型 A3型	カテゴリ 1、3	平成元年規制適合 特定の原動機を搭載した車両 いすゞ自動車製 6HE1, (165PS, 195PS), 6BG1, (170PS) 日野自動車製 H07D, J08C 日産ディーゼル工業 RE8, RF8(340PS), FE6(185PS) 三菱自動車製 6D14(160PS), 6D16(185PS), 6D17(210PS)型原動機搭載車 平成 2 年規制適合 特定の原動機を搭載した車両 日産ディーゼル工業 RF8(340PS) 型原動機搭載車 ただし、乳化剤及び水が常時使用されている場合に限る <条例平成 15、17 年規制対応>	株式会社 エス・アンド・エス エンジニアリング 〒223-0056 神奈川県横浜市港北区新吉田町 3219-5 045-591-5775
		カテゴリ 4	平成 6 年規制適合 特定の原動機を搭載した車両 日野自動車 J07C(170PS), J08C(200PS, 215PS) いすゞ自動車 6HH1(175PS, 210PS) 三菱自動車 6D16(170PS), 6D17(200PS, 220PS) 日産ディーゼル工業 FE6(170PS, 195PS) 型原動機搭載車 ただし、乳化剤及び水が常時使用されている場合に限る <条例平成 15、17 年規制対応>	

- 備考
- 平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K -、N -、P -、S -、U -、W -】の識別番号を持つ車両
 - 平成 6 年規制適合車とは車検証の型式欄に【KA -、KB -、KC -】の識別番号を持つ車両
 - 平成 10 年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE -、KF -、KG -、KJ -、KK -、KL -】の識別番号を持つ車両
 - 条例平成 15 年規制対応 とは平成 18 年 4 月 1 日の前日までの規制値に適合するもの
 - 条例平成 17 年規制対応 とは平成 18 年 4 月 1 日からの規制値に適合するもの
 - 「18 年 4 月 1 日からの規制は、埼玉県、東京都において実施（千葉県、神奈川県においては 15 年規制まで）」
 - 減少装置等の指定を受ける前に指定の申請中であることを表示しての販売等は禁止しています。
 - 冷間始動時又は止むを得ず長時間に渡りアイドリングをした場合に排気管から白煙が出ることがありますが、これは排気ガス中に含まれる水分等によるもので問題ありません。